

相 談 事 例

ID : 04-02-001

相談タイトル

親族が所有する賃貸住宅の相続に伴う賃料支払いについて

Q : ご相談内容

父が建てたアパートに住んでいたが、父が亡くなり義兄が相続した。相続放棄した代わりにそのまま無料で住み続けていいと口約束を交わした。その後、母が亡くなった途端、今まで住んでいた分も含め家賃を支払うよう手紙が届いたが、どうしたらいいか。支払う義務はあるのか。

A : 回答

口約束であっても双方が合意して定めたものであれば、契約として成立していますので、家賃として支払う必要はないと思います。また、書類として賃貸借契約が取り交わされていないものですので、家賃債務を請求するという根拠がないものと考えます。

詳しい手紙の内容がわかりませんが、今後の扱いについて提案等があったのであれば、よく協議をして、取り決められることと考えます。

話合いがうまく進展しない場合は、弁護士等に法的な対応について相談してみてください。